

令和6年度

危機管理マニュアル 保護者版



二戸市立福岡中学校

= 目 次 =

【 事項別危機管理 】

<生徒・保護者・職員に関すること>

- (1) 事故・災害発生時の対応マニュアル 1
- (2) 熱中症の対応マニュアル 2
- (3) 欠席等の連絡がない（不明生徒）時の対応マニュアル 3
 - * 資料1 生徒を早退させる場合の取り扱い要項 4

<災害に関すること>

- (4) 火災発生時の対応マニュアル 5
- (5) 台風等風水害発生時の対応マニュアル 6
- (6) 地震発生時の対応マニュアル 7
 - * 資料2 保護者あて文書

「自然災害発生・警報発令時の対応について」 8

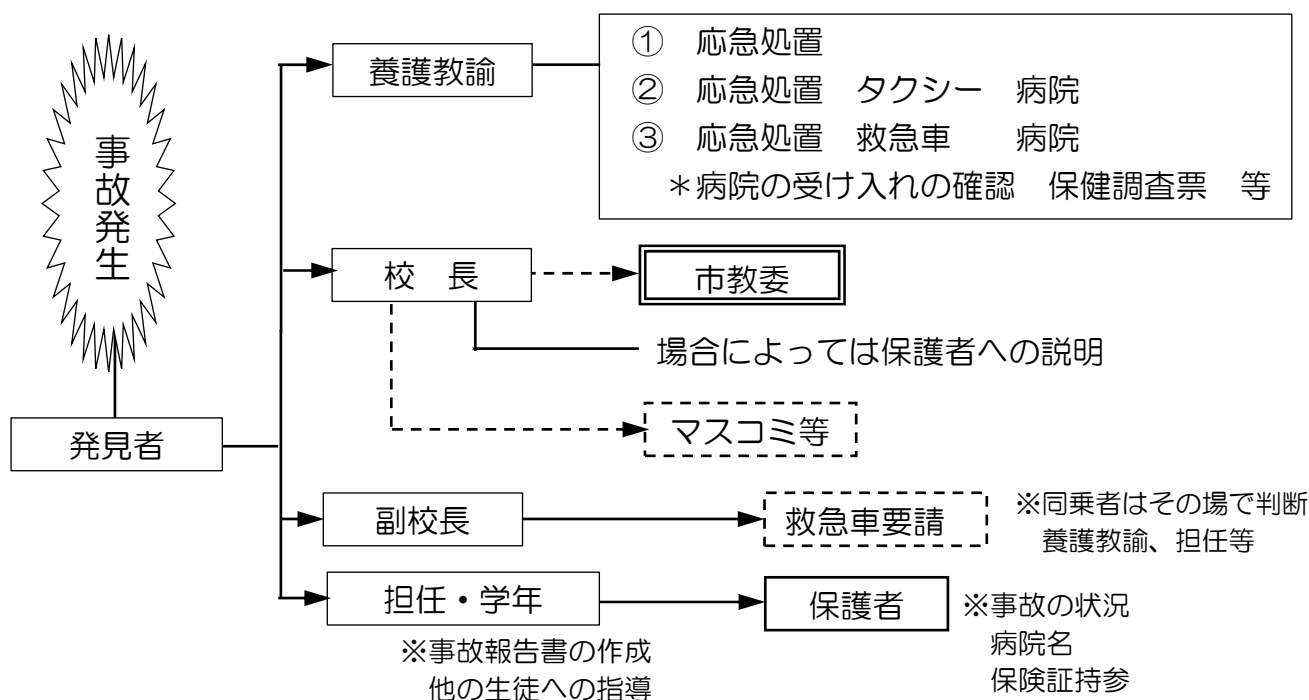
<その他に関すること>

- (7) 不審者による緊急事態発生時の対応マニュアル 9
- (8) 「Jアラート発令時等の対応について」 11

1 事項別危機管理

<生徒・保護者・職員に関すること>

(1) 事故・災害発生時の対応マニュアル



- 1 発見者は、事故の症状が軽ければ、保健室に運ぶ。重症と思われるときには、その場において、養護教諭に連絡する（可能な場合は、他の者が連絡）。
- 2 養護教諭は、直ちに応急処置を行う。受診が必要だと判断した場合は、救急車の要請または保護者への連絡を要請する。

【保護者による受診の場合】

- ① 担任（または学年）が、家庭連絡をし、受診のお願いをする。
- ② 養護教諭は、保健調査票でかかりつけの病院を調べ、受け入れ確認をする。
- ③ 受診可能な場合は、下校の準備をして保護者を待つ。来校できない場合は、関係者で対応を協議する。
- ④ 引き渡す際には、受診後の連絡をお願いする。
- ⑤ 受診後の連絡を、養護教諭に報告する。（場合によっては校長（副校長）にも）

【救急搬送の場合】

副校長は、救急車の要請をする。担任は、保護者に連絡し、症状と行き先の病院名と保険証持参のことを伝える。

(2) 熱中症の対応マニュアル

初夏から残暑・初秋までの期間は熱中症対策に万全を期すこと。特に以下のことについて徹底すること。熱中症の疑いのある生徒が出た場合は、(1) 事故・ケガ発生時の対応マニュアル(P4)と同様の手順をとること。

① 熱中症警戒アラートの活用

熱中症指数 WBGTの確認…夏季休業中は10:00と13:00に日直が2回計測。

※指数31以上の場合は部活動を中止させる。

学期中は体育時(体育科教員)、放課後は総務が計測し、全校生徒に連絡する。

検査器でグラウンド(サッカー部練習場ネット付近)、体育館で計測すること

→確認結果を職員室総務ホワイトボードと職員室前生徒用ホワイトボードに記入

日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28~31) ※1		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28) ※2	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022)より改編 ※3

熱中症警戒アラートの発表状況を確認し、以下の予防行動の徹底をする。

- エアコンを適切に使用する。
- 不要不急の外出は避ける。
- 外での運動は、原則、中止/延期をする。
- のどが渇く前にこまめに水分補給する。

② エアコンの適切な使用について

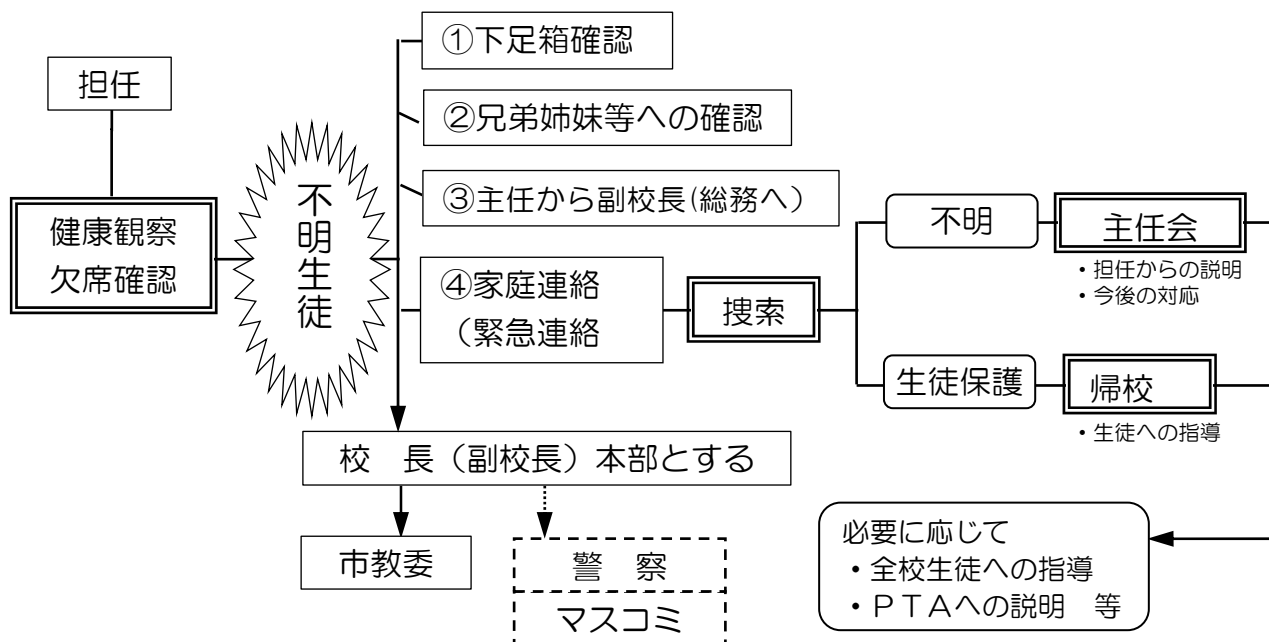
27度以上の気温を目安にエアコンの稼働を許可する。

③ プール使用について

7月~9月前半は室温、水温ともに高温となり、熱中症の可能性あることから、下記の基準に基づいて水泳の授業を実施する。

- 上限温度目安：水温+気温が65℃以上 ●泳ぐ時間を短くする等、配慮が必要
- 上限温度目安：水温+気温が70℃以上 ●基本的に遊泳禁止

(3) 欠席等の連絡がない（不明生徒）時の対応マニュアル



【確認・検索】

- 1 健康観察時に出欠確認をし、不明生徒がいたときには、健康観察終了後速やかに、下足箱や兄弟姉妹への確認を行う。確認が取れないときには、保護者に電話で確認する。
- 2 保護者に連絡をし、確認が取れたときには、欠席連絡のお願いをする。保護者との連絡が取れない場合は、職場に連絡をする。
- 3 保護者との連絡が取れても、生徒が不明になったときには、学校体制として複数で検索に出かける。本部は副校長とする。検索の状況を定時（30分毎）に学校に連絡し、校長（副校長）の指示を受ける。発見できたときは、直ちに連絡する。

【生徒を保護できない場合】

- ① 生徒を発見できないときには、主任会を開き、対応策を協議する。
- ② 所在確認ができない場合は、市教委と相談しながら検索を続ける。保護者と連絡を取り、必要に応じて警察に連絡し、検索の協力をお願いする。

【生徒を保護できた場合】

- ① 生徒を発見できたときには保護し、直ちに学校に連れてくる。
- ② 担任等は、生徒から経過（家を出てからの状況、気持ちなど）を聞き出し、生徒を指導する。その結果を校長（副校長）に報告する。

資料1 生徒を早退させる場合の取り扱い要項

1 主旨

学校管理下にある生徒が、発熱・腹痛その他身体的な異状のため学習活動の遂行が困難となり帰宅させる場合、または、生徒の保護者よりの事前及び緊急な申請により早退させる場合がある。その後、帰宅途中や帰宅後の安全の確保及び事故の防止をめざすことを目的として必要事項を定める。

2 早退について

本要項において取扱う早退とは、生徒が予め定められた授業時間を中断し定刻より早く学校を退出すること。（出席簿で早退として処理する状況のことを指す）

3 早退を認める条件

- (1) 生徒が履修中に、発熱、腹痛等、身体の異状を訴え、正常な学習活動の遂行が困難であり、早急に帰宅させることが適切であると判断した場合、担任はその旨と養護教諭に知らせると共に、学校長（副校長）の承認を得て、早退させるようにする。
- (2) 生徒が履修中において、早退の申請事由が社会一般の通例の範囲（近親者の急病、見舞い、近親者の葬祭等）である以外の場合は、義務教育の就学確保の観点から、担任が判断処理するようにする。
- (3) 生徒が学校管理下において、傷害及び緊急を要する症状をおこした場合は、緊急体制に準拠し、専門医療機関の診察を受けた後、適切な方法により保護者と連絡・連携し早退させる。

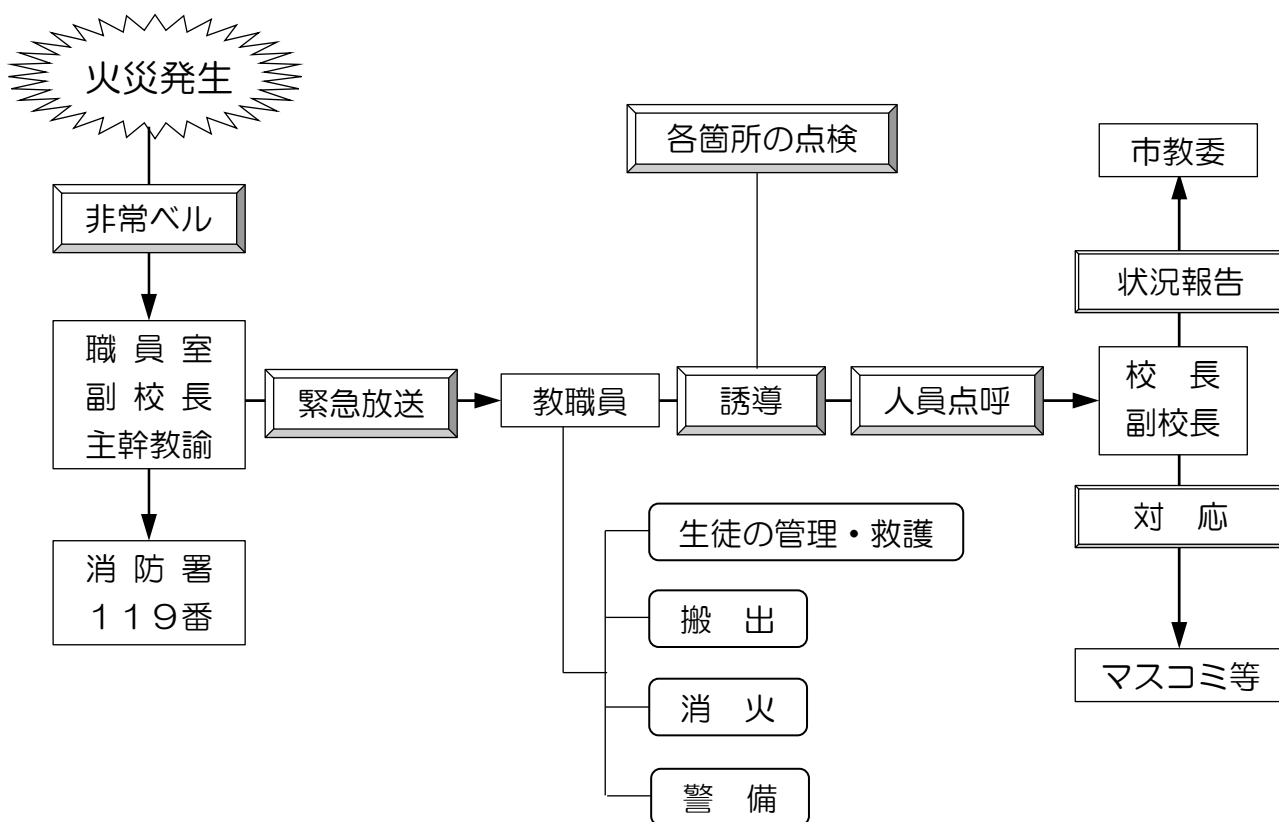
4 早退を許可するにあたっての留意事項

前項の条件に適合し、措置するときには、次の事項に留意する。

- (1) 学校管理下において、生徒が発熱及び腹痛その他、身体的な異状を訴えもしくは教師が発見した場合は、養護教諭と協議し、必要な処置をとる。
- (2) 学校長より早退を許可する旨の指示を受けた場合は、担任教師及び養護教諭は保護者に知らせる。病状に応じて保護者からの迎え等の協力を促し、帰宅途中、帰宅後の事故防止に努める。ただし、保護者が不在の場合は生徒の家庭環境調査表の緊急連絡先に連絡するなどの上、連絡を確実にしてから下校させるようにする。
- (3) 保護者が種々の状況によって、外出先（勤務先）より帰宅できず、早急な受け入れが困難であると判断した場合は、生徒の症状を保護者に伝えると共に、保護者の意向を尊重しつつ、生徒が帰宅しても十分は養護条件が整うよう配慮してから下校させる。
- (4) 生徒が学校管理下における教育課程及び教育課程外の活動を遂行中に、保護者より電話等による申請で帰宅許可を与える場合は、保護者であるかどうか真偽を確かめ、申請事由の妥当性等も適切に判断し、処置するようにする。
- (5) 電話等による帰宅申請で、保護者の依頼により、家族・知人・隣人が申告してきた場合には、可能な限り実態を把握し、慎重な配慮のもと処置するようにする。
特に、著しく不審な状況を判断した場合には、学校長の判断に基づき、必要関係機関と協議することもあり得る。

<災害に関すること>

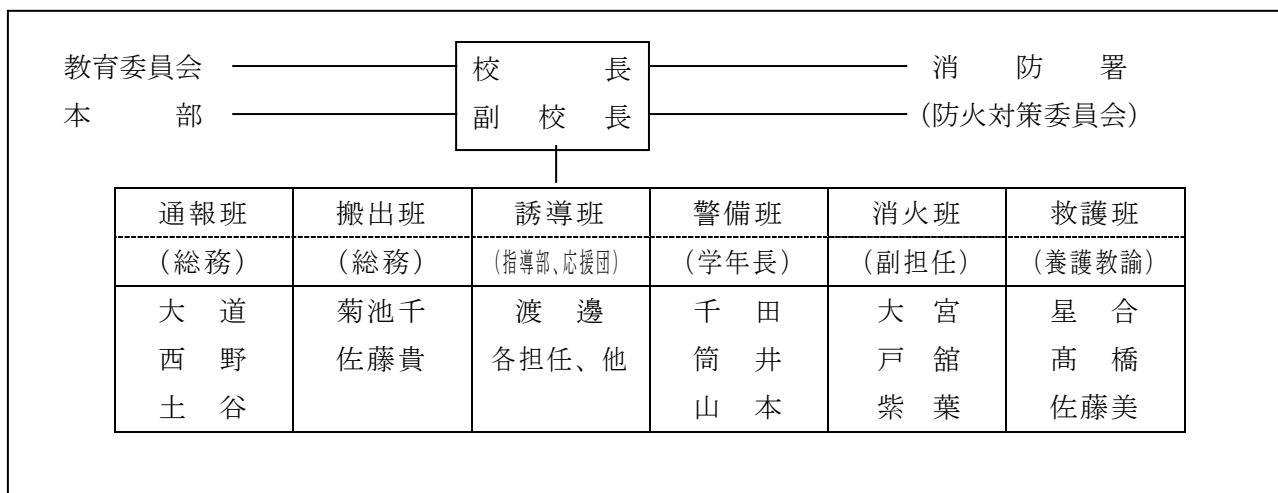
(4) 火災発生時の対応マニュアル



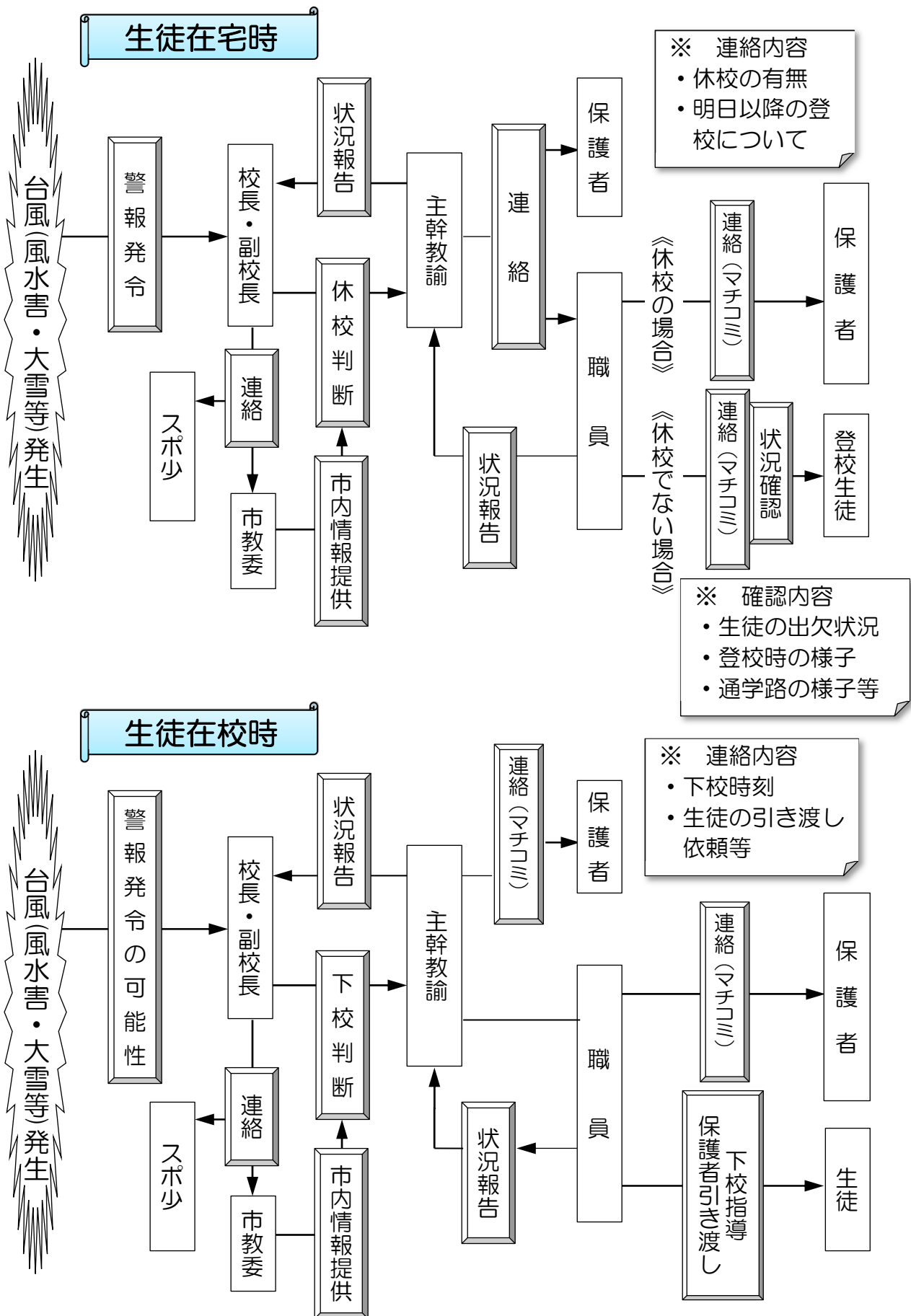
- 1 避難経路は、火災発生場所より遠いところを考える。
- 2 職員は、まず生徒の安全管理を第一に考える。
- 3 自分の業務については、防災計画で確認しておく。

《資料》

ア 自衛消防組織



(5) 台風等風水害発生時の対応マニュアル



(6) 地震発生時の対応マニュアル

1 学校の基本的対応

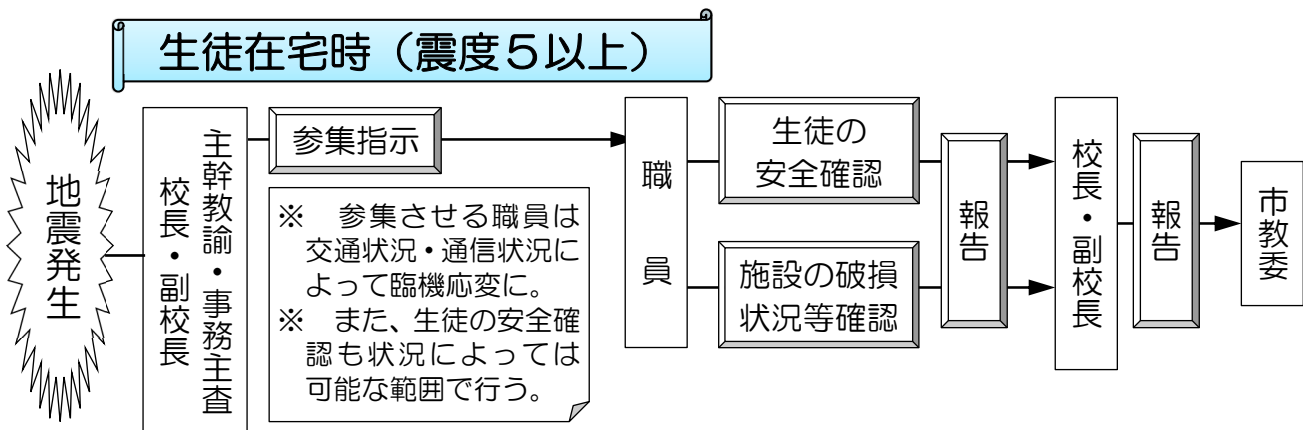
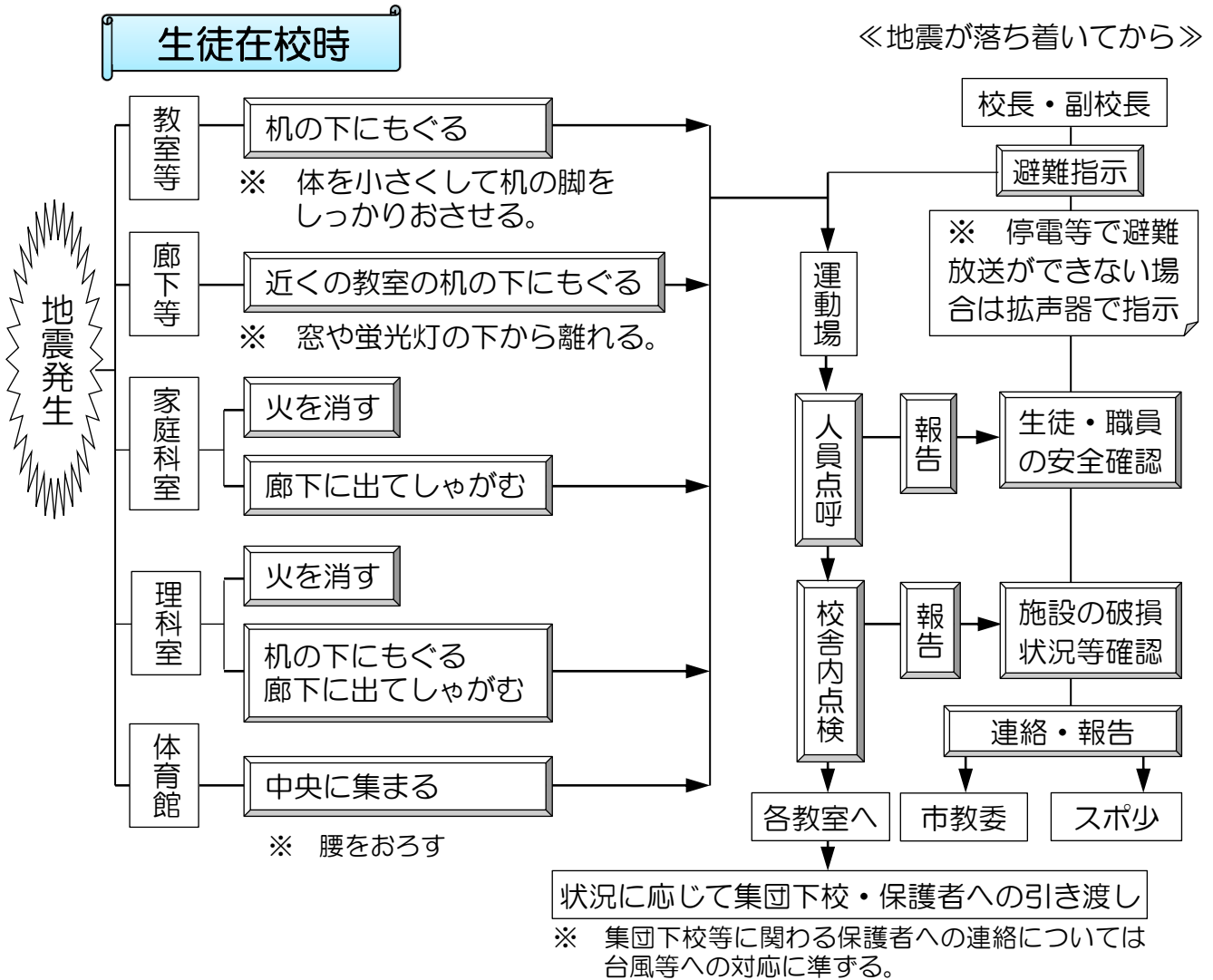
生命安全確保（最優先） ・ 施設等の安全対策 ・ 教育委員会への報告

2 勤務時間外の震度による対応

(1) 震度5以上：当該職員（副校長等）は参集する。

(2) 震度6弱以上：全職員は参集する。

参集した職員は校長の指示のもと、施設等の安全対策と教育委員会への報告にあたる。



ケース① 大規模地震が発生し通信が不可能なときの対応

生徒在宅時 : 原則として学校は臨時休業とする。
(保護者は、生徒を自宅待機させ、登校させないこと。)

登下校時 : 原則として学校は臨時休業とする。
(ただし、登校を完了している生徒や下校前の生徒については、学校で保護し、保護者に引き渡す。)

生徒在校時 : 学習を打ち切り、原則として生徒は保護者に引き渡す。

校外での活動中 : 原則として活動を中止し、生徒を安全な場所へ避難誘導の上、速やかに帰校する。その後、保護者に引き渡す。

【生徒在校時：保護者の対応】

*保護者は大規模地震の状況を把握したら、できるだけ早く学校へ迎えに来る。

- ① 学級担任が直接保護者に引き渡す。(校庭または体育館)
- ② 保護者が迎えに来るまで、生徒は学校留め置きとする。

ケース② 風水害等の警報発令時の対応

生徒在宅時

- 二戸市内(岩手県全域または岩手県北内陸部)に暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が午前6時30分の段階で継続中の場合は、臨時休校等とする場合がある。その際は、マチコミ等で連絡を行う。連絡がない場合は登校とする。

*上記以外の警報については、平常授業とすること。

生徒在校時

- すでに暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が発令されており、今後さらなる悪天候が予想される場合、または暴風警報・大雪警報・暴風雪警報の発令が予想される場合、下校時刻を繰り上げる等の措置をとることがある。午前授業にする等大幅に下校時刻を変更する場合は、マチコミ等で連絡を行う。自宅に誰もいない等、学校で待機させてほしい場合は、その旨を保護者が学校に連絡することとする。

保護者と連絡がつかない場合は学校に留め置き、連絡がつき次第下校させる。

災害時の生徒の引き渡しについて

生徒の引き渡しをする場合

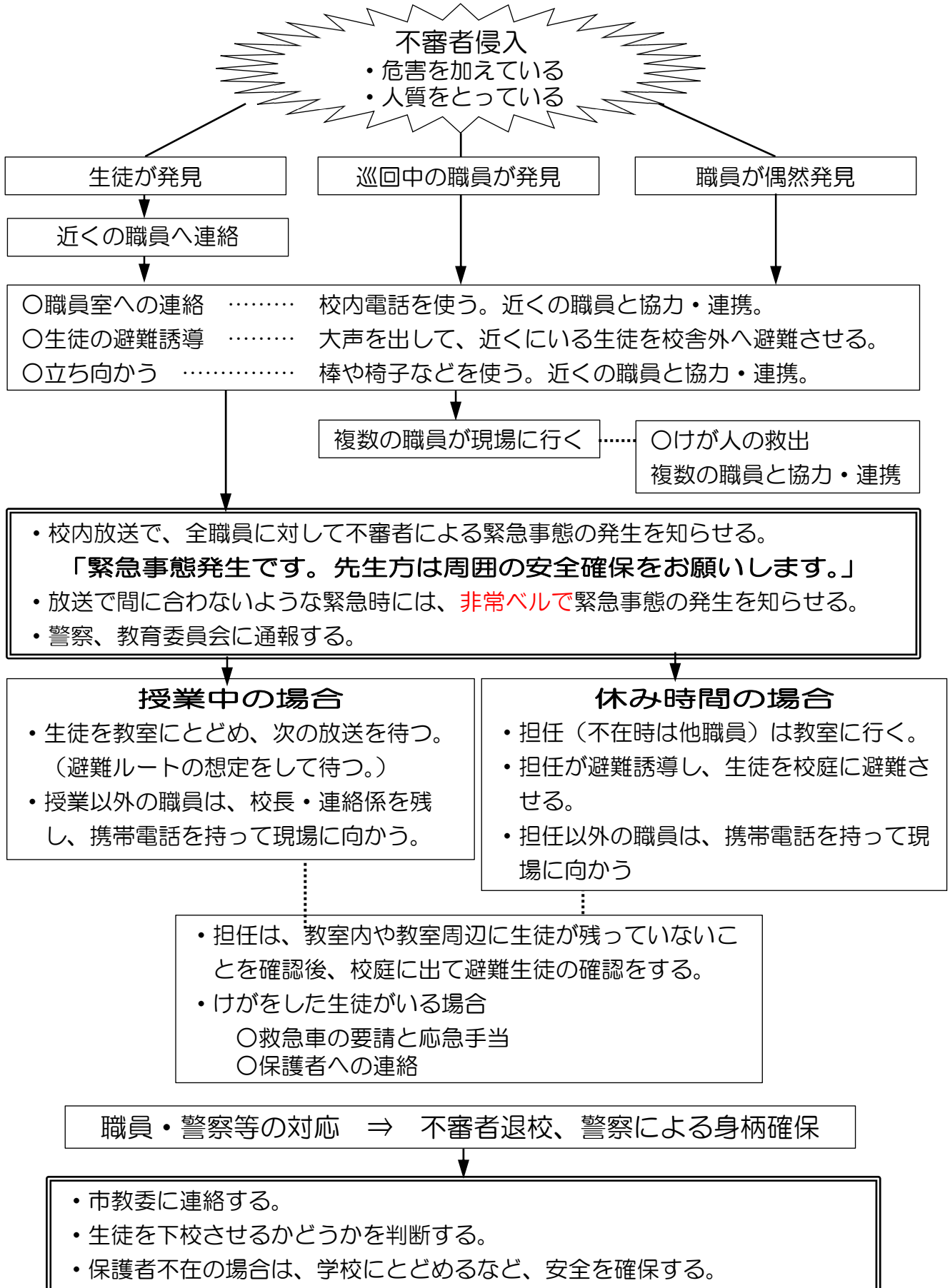
- 震度5強以上の地震が発生したとき
- 警報発令・不審者等により、生徒だけで下校させるのが危険なとき

《引き渡し方法》

- ア 本校の校庭または体育館で、学級担任が確認しながら引き渡す。
- イ 自家用車での迎えの際は、危険防止に努め、道路への駐停車はしないこと。

<その他に関する事>

(7) 不審者による緊急事態発生時の対応マニュアル



<日常の不審者対策>

① 校地内への侵入防止のために

- ・パサージュ進入口に車止めを常時設置する。
- ・ランニングロードの進入口にコーンとバーを常時設置する。
- ・生徒昇降口は登校時間終了後、施錠を行い、外部から入れないようにする。
- ・職員玄関で来校者に受付簿の記入を要請し、来校者の入退室情報の把握に努める。
(確認事項：氏名、所属、来校時間、退校時間、対応相手)
- ・来校者には、職員・生徒とも挨拶を積極的に行うことで不審行動の防止を図る。

② 生徒が不審者と疑われる人物に登下校中に遭遇した場合

- 1) 担任等に報告をすることを徹底する。
- 2) 生徒から不審者情報を聞き取る際は、いつ、どこで、何をしているとき、誰と一緒にいたか、どのような人物か(性別、およその年齢、身長、服装、どんな行動か)などを確認する。
- 3) 聞き取ったことについて、すぐに学年主任、または生徒指導主事、副校長のいずれかに報告すること。
- 4) 副校長は概要を校長に説明し、警察への連絡の可否について確認する。
- 5) 警察から生徒への聞き取りを要請された場合、保護者に対して担任(または学年)から聞き取りの了承の確認を取ること。保護者の了承を得た場合、捜査への協力を受諾する旨を副校長から警察に連絡する。

③ 下校中に不審者に合わないための対策

- 1) 1人にならない、人気のない道は通らないといった「約束事」をきちんと決めておくこと。
- 2) 警視庁の標語、「イカのおすし」を実行する。 ※小学校からの実践の復習
 - ① 『知らない人について「イカ」ない。
 - ② 知らない人の車に「の」らない。
 - ③ 助けて!と「お」おごえで叫ぶ。
 - ④ 安全なところへ「す」ぐ逃げる。
 - ⑤ 大人に「し」らせる。』
- 3) 不審者から身を守るために、犯人からの声掛けに
 - ① いやです ② ダメです ③ いきませんとしっかり断るよう指導する。

(8) Jアラート発令時等の対応マニュアル

資料③ 保護者あて文書 「Jアラート発令時等の対応について」

令和6年〇月〇日

保護者の皆様へ

二戸市立福岡中学校
校長 中野 善文

Jアラート（全国瞬時警報システム）発令時等の対応について

日頃、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本校では岩手県教育委員会等の指導や二戸市防災計画並びに二戸市教育委員会「災害対応初動マニュアル」のもと、本校危機管理マニュアルを定め、生徒の安全に努めているところですが、年度初めに当たり、改めて、緊急時の対応について家庭との確認をいたしたく存じます。

つきましては、下記のように対応したいと考えますので、お知らせいたします。連絡網等での細かな連絡・指示ができない場合があります。ご家庭での判断、対処をよろしくお願いいたします。

また、ご家庭のおかれましても、緊急時の連絡方法や避難場所、家族で離れ離れになった際に落ち合う場所等の確認を改めてしていただきますよう、あわせてお願いいたします。

Jアラートとは…対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル発射などについての住民に瞬時に伝達するシステム。

ケース① Jアラートで、大規模な自然災害やミサイル発射などが知らされたとき

生徒在宅時：原則として登校は見合わせ、安全が確認され次第登校する。

⇒保護者は、生徒を自宅待機させ、登校させないこと。

登下校時：安全確保を第一優先とし、そのまま登下校を続けるか戻るか各自で判断する。

生徒在校時：学習を打ち切り、屋内で待機する。

校外活動中：原則として活動を中止し、生徒を安全な場所へ避難誘導する。

⇒安全確保ができた場合は活動を開始し、通常の時間で下校させる。

安全確保ができない場合は原則として生徒は学校に留め置き、保護者に引き渡す。

ケース② ミサイル着弾等、不測の事態が起き、通信が不可能なとき

生徒在宅時：原則として学校は臨時休業とする。

保護者は、生徒を自宅待機させ、登校させないこと。

生徒在校時・校外での活動中等：学習を打ち切り、安全確保を第一優先とする。

⇒安全確保ができた場合は活動を開始し、通常の時間で下校させる。

安全確保ができない場合は原則として生徒は学校に留め置き、保護者に引き渡す。

【生徒在校時：保護者の対応】

*保護者はJアラート発令後の情報に注意し、状況を判断して、学校へ迎えに来る。

- ① 学級担任が確認しながら直接保護者に引き渡します。（昇降口または体育館）
- ② 保護者が迎えに来るまで、生徒は学校留め置きとなります。
- ③ 自家用車で迎えの際は、危険防止に十分努めてください。